



発行 東京都

目次

12

規程（交）

○東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………一

○東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………二

告示（交）

○昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間）の一部改正……………三

規程（交）

●交通局規程第三十号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期

乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程（昭和六十三年交通局規程第四十六号）の一部を次のように改正する。第五条の二（見出しを含む。）中「ＩＣカード」の下に「又はＩＣカード乗車券」を

加える。

第五条の三の次に次の一条を加える。

（障害者用ＩＣカード又は障害者用ＩＣカード乗車券を媒体とする連絡定期乗車券）

第五条の四 連絡定期乗車券は、次の各号に定める障害者用ＩＣカード又は障害者用Ｉ

Ｃカード乗車券に当該乗車券の機能を付加することができる。ただし、第三条第二号

から第五号までの連絡定期乗車券は、第八条の特殊割引連絡定期乗車券に限りその機

能を付加する。

一 障がい者用 P A S M O

二 障がい者用 S u i c a

三 障がい者用りんかい S u i c a

第六条中「定期乗車券発売所」を「定期券発売所」に改める。

第十条見出し中「改氏名等の場合の乗車券の書換え」を「個人情報の変更」に改め、

同条中「第五条各号の」を削り、「書換えを必要とする」を、「旅客の個人情報と当該

連絡定期乗車券に記載又は記録された個人情報に相違が生じた」に、「東京都電車条例

施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号。以下「電車規程」という。）第三十一

条、東京都乗合自動車条例施行規程（昭和四十年交通局規程第五十号。以下「乗合自動

車規程」という。）第三十九条、高速電車規程第五十八条又はライナー規程第七十二条

の取扱いを請求」を「個人情報の変更の請求を」に改める。

第十条の二第一項中「第五条各号の」を削り、「電車規程第三十二条、乗合自動車規

程第四十条、高速電車規程第四十九条又はライナー規程第六十五条の取扱いを請求」を

「再交付又は再表示若しくは再印字の請求を」に改め、同条第二項を削る。

第十一条第一項中「電車規程第五十二条若しくは第五十三条、乗合自動車規程第五十

八条の二第三号若しくは第四号、高速電車規程第八十四条の二若しくは第八十五条又は

ライナー規程第一百五十五条に定める旅客運賃の計算方法に従つて、当該連絡定期乗車券を

発売している場所において、」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中

「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条第一項中「電車規程第四十三条、乗合自動車規程第五十二条、高速電車規程第六十二条又はライナー規程第七十六条の規定に該当する行為をし、当該連絡定期乗車

券が無効なものとして回収された場合は、「を」を「当該連絡乗車券を不正に使用したときは、当該連絡乗車券を無効として回収し、」に改め、「電車規程第五十五条、乗合自動車規程第六十二条、高速電車規程第七十九条又はライナー規程第一百十条の規定を適用して」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条中「電車規程、乗合自動車規程」を「東京都電車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号）、東京都乗合自動車条例施行規程（昭和四十年交通局規程第五十号）」に、「電車ICカード規程、乗合自動車ICカード規程、高速電車ICカード規程、ライナーICカード規程、電車モバイルIC規程、乗合自動車モバイルIC規程、高速電車モバイルIC規程及びライナーモバイルIC規程」を「東京都電車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第三号）、東京都乗合自動車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第六号）、東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程（平成十九年交通局規程第八号）、東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程（平成二十年交通局規程第三十二号）、東京都電車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十一号）、東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十五号）、東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程（令和二年交通局規程第二十八号）、東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程（令

和二年交通局規程第二十九号）、東京都電車障害者用ICカード取扱規程（令和五年交通局規程第三十二号）、東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程（令和五年交通局規程第三十三号）、東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程（令和五年交通局規程第三十四号）及び東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程（令和五年交通局規程第三十五号）」に改める。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第三十一号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程（昭和三十五年交通局規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二の表二の項中

三田線	芝公園駅～内幸町駅 (内)	春日駅 (内)	大江戸線	飯田橋駅	南北線	市ヶ谷駅～目黒駅
三田線	三田駅～西高島平駅 (内)	春日駅 (内)	大江戸線	飯田橋駅	南北線	市ヶ谷駅～目黒駅

改め、同項第四の表四十九の項中

に

を

								三田線
								各駅
								目黒駅
								東目黒線・ 目黒線
								武蔵小杉駅
横須賀線		根岸線	南武支線	南武線	東海道線		鶴見線	
北鎌倉駅～久里浜駅	本郷台駅～磯子駅	本郷台駅～桜木町駅	各駅	川崎駅～立川駅	東京駅～大船駅	各駅	各駅	
川崎駅	川崎駅・大船駅	川崎駅	尻手駅		川崎駅	川崎駅・鶴見駅	南武支線	

										三田線			
										各駅			
										目黒駅			
										目黒線・東横線			
										武蔵小杉駅			
横須賀線				根岸線		南武支線		南武線		東海道線		鶴見線	
北鎌倉駅～久里浜駅		本郷台駅～磯子駅		本郷台駅～桜木町駅		各駅		川崎駅～立川駅		東京駅～大船駅		各駅	
川崎駅		川崎駅・大船駅		川崎駅		尻手駅				川崎駅		川崎駅・鶴見駅	
										南武支線			

改め、同項第十の表一の項中「多摩川線」を「東急多摩川線」に、

								三田線
								各駅
								目黒駅
								目黒線・東横線
								日吉駅
								東急新横浜線
								新横浜駅
鶴見線	東海道線	南武支線	根岸線		横須賀線	横浜線		
各駅	東京駅～大船駅	各駅	本郷台駅～桜木町駅		北鎌倉駅～久里浜駅	東神奈川駅～八王子駅		
鶴見駅	横浜駅	鶴見駅・鶴見線・浜川崎駅		大船駅				

に

団体乗車券								片道普通乗車券	片道普通乗車券
浅草線 三田線 新宿線 大江戸線								三田線	三田線
各駅								各駅	各駅
目黒駅								目黒駅	目黒駅
東横線	目黒線	多摩川線	大井町線	池上線	田園都市線	こどもの国線		目黒線	東横線
									田園調布駅
渋谷駅、中目黒駅を除く各駅								不動前駅～日吉駅	田園調布駅～横浜駅

を

に、

を

通勤定期乗車券		団体乗車券							
浅草線		浅草線 三田線 新大塚線 江ノ島線							
各駅		各駅							
三田駅									
三田線									
目黒駅		目黒駅							
東横線	東横線	国線	こどもの	田園都市線	池上線	大井町線	東急多摩川線	目黒線	東横線
田園調布駅	大岡山駅・自由が丘駅								
代官山駅↷横浜駅	代官山駅↷横浜駅	渋谷駅、中目黒駅、東横線、新横浜線を除く各駅							

を

に、

	大江戸線
	(外)春日駅 (内)新御徒町駅 両国駅
	蔵前駅
	浅草線
	三田駅
	三田線

	大江戸線
	(外)春日駅 (内)新御徒町駅 両国駅
	蔵前駅
	浅草線
	三田駅
	三田線

	大江戸線
	(外)大門駅 (内)春日駅 代々木駅 都立前が丘駅 新宿西
	新宿駅
	新宿線
	神保町駅
	三田線

池上線	池上線	池上線
大岡山駅・旗の台駅	多摩川駅・蒲田駅	大岡山駅・二子玉川駅・長津田駅
大崎広小路駅	大崎広小路駅	各駅
蒲田	連沼	

池上線	池上線	池上線
大岡山駅・旗の台駅	多摩川駅・蒲田駅	大岡山駅・二子玉川駅・長津田駅
大崎広小路駅	大崎広小路駅	各駅
蒲田	蒲田	

大井町線	目黒線	目黒線
大岡山駅・自由が丘駅・渋谷駅・二子玉川駅	大岡山駅・自由が丘駅・田園調布駅	各駅
上野毛駅	奥沢駅	各駅
九品仏駅		

に、

を

に、

三田線	新宿線	新宿線	新宿線	新宿線
島平駅 白金台駅 西高 三田駅	各駅	各駅	各駅	各駅
	(森下 外)駅	(森下 外)駅	神保町駅	神保町駅
浅草線	大江戸 線	大江戸 線	三田線	三田線
	大門駅	大門駅	三田駅	三田駅
	浅草線	浅草線	浅草線	浅草線
田園都市 線	東急多摩 川線	目黒線	東急新横 浜線	田園都市 線
二子玉川駅	蒲田駅	旗の台駅・大岡山駅	旗の台駅・大岡山 駅・日吉駅	旗の台駅・二子玉川 駅
池尻大橋駅 中央林 間駅	各駅	不動前駅 田園調布 駅	各駅	池尻大橋駅 中央林 間駅

を

に、

を

に、

を

大江戸線 （内）赤羽橋駅 （勝どき駅）	大江戸線 （内）赤羽橋駅 （勝どき駅）	大江戸線 （外）新御徒町駅 （内）森下駅 （門前仲町駅）	大江戸線 （外）新御徒町駅 （内）森下駅 （門前仲町駅）	新宿線 各駅	新宿線 各駅	新宿線 各駅	新宿線 各駅
月島駅	月島駅	清澄白河駅	清澄白河駅	九段下駅	新宿三丁目駅	九段下駅	新宿三丁目駅
有楽町線	有楽町線	半蔵門線	半蔵門線	半蔵門線	副都心線	半蔵門線	副都心線
永田町駅 （見附・赤坂）	永田町駅 （見附・赤坂）	永田町駅 （見附・赤坂）	永田町駅 （見附・赤坂）	永田町駅 （見附・赤坂）		永田町駅 （見附・赤坂）	
銀座線	銀座線	銀座線	銀座線	銀座線		銀座線	
大井町線	大井町線	東急新横浜線	こどもの国線	目黒線	目黒線	目黒線	目黒線
二子玉川駅	二子玉川駅	日吉駅	自由が丘駅・ 二子玉川駅・ 長津田駅	田園調布駅	自由が丘駅・ 大岡山駅	田園調布駅	自由が丘駅・ 大岡山駅
上野毛駅 （町駅）	各駅	各駅	各駅	不動前駅 （調布駅）	不動前駅 （調布駅）	不動前駅 （調布駅）	永田町駅・ 赤坂見附駅

に、

を

に、

を

に、

を

新宿線 菊川駅↷本八幡	新宿線 菊川駅↷本八幡 (森下駅(外))	新宿線 菊川駅↷本八幡 (森下駅(外))	浅草線 西馬込駅↷三田 (大門駅(外))	浅草線 西馬込駅↷三田 (大門駅(外))	大江戸線 (内)光が丘駅 (外)代々木駅前駅↷	大江戸線 (内)光が丘駅 (外)代々木駅前駅↷	大江戸線 (内)光が丘駅 (外)代々木駅前駅↷
住吉駅	清澄白河駅	六本木駅	六本木駅	六本木駅	新宿三丁目駅	新宿三丁目駅	新宿三丁目駅
半蔵門線	半蔵門線	日比谷線	日比谷線	日比谷線	副都心線	副都心線	副都心線
水天宮前駅・人形町	水天宮前駅・人形町	日比谷線					
目黒線	田園調布駅	田園調布駅	田園都市線	田園都市線	池上線	池上線	池上線
	不動前駅↷田園調布駅	不動前駅↷田園調布駅	渋谷駅	渋谷駅	二子玉川駅・旗の台駅	二子玉川駅・旗の台駅	二子玉川駅・旗の台駅
			各駅	池尻大橋駅↷中央林間駅	各駅	各駅	各駅

を

に、

を

に、

を

大江戸線			
駅（内）麻布十番 御徒町 国御立競 本郷三丁目 光が丘 新宿五丁目 西新宿 目黒 目黒駅			
御町上野御徒			
日比谷線			
池上線			
多摩川駅・蒲田駅	自由が丘駅・自由が丘駅・自由が丘駅	二子玉川駅・長津田駅	渋谷駅・長津田駅
各駅	各駅	各駅	各駅

に、

大江戸線		
駅（内）麻布十番 御徒町 国御立競 本郷三丁目 光が丘 新宿五丁目 西新宿 目黒 目黒駅		
御町上野御徒		
日比谷線		
池上線		
多摩川駅・蒲田駅	自由が丘駅・自由が丘駅・自由が丘駅	二子玉川駅・長津田駅
各駅	各駅	各駅

を

新宿線	新宿線	新宿線
菊川駅・本八幡	菊川駅・本八幡	菊川駅・本八幡
	森下駅（外）	森下駅（外）
	大江戸線	大江戸線
住吉駅	清澄白河駅	六本木駅
半蔵門線	半蔵門線	日比谷線
水天宮前日比谷線	水天宮前日比谷線	
目黒線		
	田園調布駅	
	不動前駅・奥沢	

に、

大江戸線	大門口駅・浜松町駅
(外)新御徒町駅 (内)汐留駅 赤羽橋が丘駅	京浜東北蒲田駅

新宿線	各駅	新宿駅	山手線
-----	----	-----	-----

新宿線	各駅	新宿駅	山手線
-----	----	-----	-----

新宿線	九段下駅 三丁目駅	新宿駅	
-----	--------------	-----	--

新宿線	九段下駅 三丁目駅	新宿駅	山手線
-----	--------------	-----	-----

東横線	多摩川駅
多摩川線	各駅

目黒線	田園調布駅
東急新横浜線	日吉駅
自由が丘駅・大岡山駅	奥沢駅 不動前駅

目黒線	田園調布駅
自由が丘駅・大岡山駅	奥沢駅 不動前駅

大井町線	大岡山駅
東急新横浜線	日吉駅
各駅	各駅

大井町線	大岡山駅
各駅	各駅

を

に、

を

に、

を

大江戸線					
(外)新御徒町 (内)汐留駅 (赤羽橋)光が丘駅					
大門駅・浜松町駅					
京浜東北線					
大井町駅					
東横線	大井町線	田園都市線	目黒線	池上線	こどもの国線
自由が丘駅	調布駅	二子玉川駅	大岡山駅	旗の台駅	二子玉川駅・長津田駅
各駅	各駅	池尻大橋駅 中央林間駅	各駅	各駅	各駅

を

大江戸線		
(外)新御徒町 (内)汐留駅 (赤羽橋)光が丘駅		
大門駅・浜松町駅		
京浜東北線		
蒲田駅		
東横線	東急多摩川線	東急新横浜線
多摩川駅		日吉駅
各駅	各駅	各駅

に、

改め、同項第十五の表二の項中「田町経由」を「田町駅経由」に、「大崎経由」を「大崎駅経由」に、「羽沢横滨国大」を「羽沢横滨国大駅」に、「

大江戸線							
(外)新御徒町 (内)汐留駅 (赤羽橋駅)光が丘駅							
大門駅・浜松町駅							
京浜東北線							
大井町駅							
東横線	大井町線	田園都市線	目黒線	池上線	東急新横浜線	こどもの国線	
自由が丘駅	大岡山駅・田園調布駅	二子玉川駅	大岡山駅	旗の台駅	日吉駅	二子玉川駅・長津田駅	
各駅		池尻大橋駅 中央林間駅	各駅	各駅	各駅	各駅	

に

改め、同表三の項中

大江戸線	三田線	新宿線	大江戸線
前駅(内)光が丘駅、清澄白河駅、都庁前駅	春日駅、西高島平駅	各駅	前駅(外)森下駅、代々木
新宿駅	巢鴨駅	新宿駅	新宿駅
山手線・東海道線	山手線・東海道線 (大崎駅経由)	山手線・東海道線	山手線・東海道線
		新横浜駅	

大江戸線	新宿駅	山手線・東海道線
代々木・森下間(内)都庁前・清澄白河(外)都庁前・光が丘間		

に

を

第二条第二項第二十の表一の項中

取扱連絡乗車券の種別		地下高速電車1		地下高速電車2		接続駅		東急線1		東急線2		接続駅		相鉄線	
通勤定期乗車券	三田線	各駅	三田線	三田線	目黒駅	目黒駅	目黒線	田園調布駅	東横線	横浜駅	相鉄線	各駅	各駅	各駅	各駅
通学定期乗車券	三田線	各駅	三田線	三田線	目黒駅	目黒線	目黒線	日吉駅	東急新横浜線	新横浜駅	相鉄線	各駅	各駅	各駅	各駅
	浅草線	各駅	三田線	三田線											

第十五 相鉄線
四 東急線経由

改め、同表四の項を次のように改める。

大江戸線	（外）都庁前駅 （内）森下駅	（外）都庁前駅 （内）西新木	（外）都庁前駅 （内）西新木
大江戸線	（外）都庁前駅 （内）西新木	（外）都庁前駅 （内）西新木	（外）都庁前駅 （内）西新木
大江戸線	（外）都庁前駅 （内）西新木	（外）都庁前駅 （内）西新木	（外）都庁前駅 （内）西新木
小田原線	海老名駅	湘南台駅	大和駅

に

を

改め、

					通勤定期乗車券	通勤定期乗車券
新宿線	新宿線	新宿線	三田線	浅草線		浅草線
各駅	各駅	保町駅 新宿三丁目駅 神保町駅	各駅	各駅		各駅
馬喰横山駅・東 日本橋駅	神保町駅	新宿駅	三田駅			
浅草線	三田線	(大江戸線 内)	浅草線			
	三田駅	大門駅				
	浅草線	浅草線				
					泉岳寺駅	泉岳寺駅
					本線	本線
					横浜駅	横浜駅
					いみなとみら 21線	いみなとみら 21線
					各駅	各駅

に

を

三 東京メトロ線・東急線經由

連

絡

メ
ト
ロ
線

区

域

取扱連絡乗車券
の種別
通勤定期乗車券
通学定期乗車券

線名	地下 高速 電車	接続 駅	東京 メ ト ロ 線	接続 駅	東 急 線	接続 駅	横 浜 高 速 鉄 道 線
三田線	発着 駅	神保町駅	東京メトロ線1 乗換駅	中目黒駅	東横線	横浜駅	みなとみ らい21 線
三田線	白金台駅 西高島 平駅	九段下駅	永田町 赤坂 見附 駅	中目黒駅	東横線	横浜駅	各 駅
新宿線	各 駅	新宿三丁目 駅	副都心 線	副都心 線	東横線	横浜駅	各 駅
新宿線	各 駅	青山一丁目 駅	副都心 線	副都心 線	東横線	横浜駅	各 駅
大江戸線	(外)新御徒町 六本木 駅 (内)光が丘 国立競技場 駅	丸の内線	丸の内 線	丸の内 線	東横線	横浜駅	各 駅
大江戸線	(外)都庁前 西新宿五 丁目 (内)光が丘 東中野 駅	丸の内線	丸の内 線	丸の内 線	東横線	横浜駅	各 駅
大江戸線	(外)光が丘 新宿西口 (内)森下 松河田 各 駅	副都心 線	副都心 線	副都心 線	東横線	横浜駅	各 駅
浅草線	各 駅	東銀座 駅	副都心 線	副都心 線	東横線	横浜駅	各 駅
三田線	白金台 西高島 平 各 駅	日比谷 日比谷 各 駅	日比谷 線	日比谷 線	東横線	横浜駅	各 駅
大江戸線	(外)新御徒 麻布十番 (内)光が丘 青山一丁 各 駅	六本木 各 駅	副都心 線	副都心 線	東横線	横浜駅	各 駅

第二条第二項第二十一の表二の項を次のように改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 七〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三三三二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

